基本的な施策一覧（現行計画、国の計画との比較）

［ 参考資料 １ ］

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野1. 生活の支援（障害福祉サービスの充実）		5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
分野目標	障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳に　ふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。	障害のある人が安心して生活を送ることができるように、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援を行うとともに、複数のニーズを持った障害のある人や家族などが利用しやすい相談体制を構築するなど、総合的なサービスの整備を進めます。	自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行う。 （中略） さらに、障害者及び障害のある子供が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子供への支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。
	（1） 意思決定支援の推進		（1）意思決定支援の推進
1-(1)-1	障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを進めます。	障害福祉サービス利用計画を作成する際には、障害のある人や家族の希望等を踏まえて作成します。	障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。5-(2)-2
		高齢者・障害者相談コーナーは、利用者の意向や取り巻く環境等を勘案したうえで、障害福祉サービスの支給決定を行います。	
		相談支援事業者は、障害福祉サービスの支給決定を受けた利用者のうち、特に計画的な自立支援を必要とする人に対し、サービス利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリングを行っています。 障害福祉サービスの支給決定プロセスの見直しに伴い、基幹相談支援センターや高齢者・障害者相談コーナーとさらに密接な連携を図るとともに、サービス利用計画に関わる研修を充実します。	自ら意思を決定することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。 また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。5-(1)-1,5-(5)-3
			難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者総合支援法の対象疾病の拡大を図っていくとともに、各地方公共団体において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。6-(5)-7

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
1-(1)-2	障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供を促進します。		
1-(1)-3	障害福祉サービス等における意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。 併せて、日常生活及び社会生活における意思決定支援の普及を図るため、当事者・家族をはじめ関係団体、関係機関、行政等が連携しながら、地域社会における意思決定支援のあり方について検討を進めます。		また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。5-(1)-1の一部
1-(1)-4	知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。		知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。5-(1)-2

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 障害福祉サービスの質の向上等		（5）障害福祉サービスの質の向上等
1-(2)-1	障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図など、障害の特性（病状の変化や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。	障害者自立支援法施行から約5年が経過し、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスや、グループホーム・ケアホームなど居住系サービスの体制は充実してきています。今後も、障害のある人の多様化するニーズ等に適切に対応していきます。	障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。5-(3)-1
			難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の対象疾病の拡大を図っていくとともに、各地方公共団体において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。5-(5)-7
		障害の受容等の心理的なサポートをはじめ、リハビリテーション支援、視覚・聴覚障害等に対するコミュニケーション支援及び中途障害に対する生活適応訓練など、障害のある人が、自立生活を送るために必要となる各種訓練事業を充実させるとともに、地域生活が困難な重度・重複障害のある人を支えるため、保健・医療・福祉の連携の強化を図り、各種支援の適切な提供を推進します。	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供する。5-(3)-3
		発達障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、買い物、調理実習、公共交通機関の利用方法、マナー等の生活訓練や職業理解のための作業訓練を実施します。	
		障害者自立支援法で、介護給付としての重度訪問介護や行動援護、地域生活支援事業として移動支援事業などが位置付けられており、平成23年度には、介護給付に重度視覚障害のある人を対象とする同行援護が新設されました。 今後とも、障害のある人の外出に必要なサービスについては、適切な対応に努めます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
1-(2)-2	障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。 また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。	必要なサービス量の確保に努めるとともに、効果的・効率的なサービスの提供に努めます。	障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成する。5-(5)-1
		在宅サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業者への研修等を実施します。	障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を推進する。5-(4)-8
		難病の人に対するホームヘルプサービスの質の向上を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の実施を検討します。	
1-(2)-3	障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。		障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努める。5-(7)-1の一部
1-(2)-4	障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。 また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表の促進等に努めます。 　さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。		障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努める。 また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る。5-(5)-2
―	×		地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組む。5-(5)-4
―	×		障害福祉サービスの提供に当たっては、都道府県による管内市町村への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差について引き続き均てんを図る。5-(5)-6

基本的な施策一覧（現行計画、国の計画との比較）

［ 参考資料 １ ］

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
―	×		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28 年法律第65 号）による改正後の障害者総合支援法等の施行の状況や、都道府県及び市町村が策定する障害福祉計画や障害児福祉計画に基づく業務の実施状況等を踏まえながら、障害者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスの更なる充実等を図るための方策について、継続的な検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。5-(5)-8

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 障害のある子どもに対する支援の充実		（4）障害のある子供に対する支援の充実
1-(3)-1	障害のある子どもの発達を支援する観点から、保健・医療・障害福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。		障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。5-(4)-3
		国の動向を踏まえつつ、市民啓発や相談窓口の充実、各種サービスの拡充を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施します。また、専門的な研修などを開催し、サービス提供者や教育関係者などの技術の向上に努めます。	
		障害のある子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。	
		障害のある子どもの生活や家族の立場を考慮するとともに、家庭や地域の状況、将来の地域における暮らしなどを支援できるよう、相談などに携わる職員の研修体制の充実を図ります。	
		医療機関、保育所、幼稚園、学校、育児サークルなどの地域活動において、発達の遅れなどの障害が予測される子どもを早期に発見できるように、関係機関や関係者に対する研修や啓発活動の推進を図ります。 また、速やかに適切な専門機関と連携し、継続的な療育支援が受けられる体制整備に努めます。	
		発達が気になる乳幼児を早期に発見し支援するため、専門職のスタッフ（小児科医師、心理士、理学・作業療法士、保健師、保育士など）がチームで相談に応じる「わいわい子育て相談」や親子の関わり方の指導などを行う「親子遊び教室」の充実を図ります。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
1-(3)-2	障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラー等の派遣等を行い、職員等の資質向上を図ります。 また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。	保育所等において、障害の特性に応じた適切な保育が行われるよう、総合療育センターや障害児通園施設などの専門施設の相談体制の充実や専門職種の職員の派遣などを行います。	発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。5-(4)-4,6-(4)-4
		障害児施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関などへの専門職種を中心とした職員派遣を充実します。	
		今後、ますます多様化する利用者のニーズに応え、より質の高い障害福祉サービスを提供していくことを目指して、本市の障害福祉施設の再整備計画の策定を検討します。	児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図る。5-(4)-7
		近年、障害が重度化・重複化した子ども（重症心身障害児等）や、発達障害のある子どもなどが増加している現状に対応するため、医師をはじめとした専門スタッフの確保に向けて取り組むとともに、今後の総合療育センターの組織や機能の充実について、改築等の施設整備を含めた検討を行います。	
1-(3)-3	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。 また、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、保育所等での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。	保育所等において、障害の特性に応じた適切な保育が行われるよう、総合療育センターや障害児通園施設などの専門施設の相談体制の充実や専門職種の職員の派遣などを行います。	障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象として周知するなど必要な支援を行う。5-(4)-1
		家族形態や就業形態の多様化などに対応した子育てができるように、集団保育が可能な障害のある子どもについては、地域の保育所等において、引き続き受け入れを行います。	
			障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受入れを促進する。5-(4)-2

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
1-(3)-4	障害のある子どもに対して、児童発達支援や居宅介護、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障害福祉サービスを提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。	今後の国の動向を踏まえながら、在宅の障害のある子どもが利用できるショートステイ事業や日中一時支援事業を実施するなど、障害児通園施設での降園後の対策について検討します。 今後の国の動向を踏まえながら、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援などによる放課後・長期休暇対策や、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援、保護者負担軽減のためのレスパイト（一時的休息）などの家族支援について検討します。 保護者の介護負担の軽減やレスパイトを行うため、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動や講座などの余暇活動に参加できるよう、支援の仕組みについて検討します。	児童福祉法（昭和22年法律第164 号）に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図る。 また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供する。 （略）5-(4)-5
1-(3)-5	障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。		障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。5-(4)-6
1-(3)-6	心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるよう、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図ると共に、一時的休息（レスパイト）として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等を実施します。	市の直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達が気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じた支援を行います。	
—	×	総合療育センター（本体）については、今後、実施設計、建築工事を行い、平成30年度中の開所を目指します。 （仮称）西部分所については、今後、改修工事を行い、平成28年度中の開所を目指します。 今回の再整備にあたっては、総合療育センターのさらなる機能向上や障害児（者）の在宅生活の支援体制の強化を図ることとしています。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（4） 福祉用具等の普及促進		（6）福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
1-(4)-1	補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。 また、福祉用具プラザなどにおける福祉用具の展示や相談を通じて、福祉用具に関する情報提供等を行うとともに、その普及を促進します。		補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、時代に応じた福祉用具等の普及を促進する。5-(6)-2
			情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図る。5-(6)-3
1-(4)-2	市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取り組みを推進します。 また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。	市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。	身体障害者補助犬法（平成14 年法律第49 号）に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図る。5-(6)-4
—	×		良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進等を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。5-(6)-1
—	×		障害者等の安全・安心な生活に向けた支援ロボット等の研修開発を推進する。5-(6)-5

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野2. 保健・医療の推進		6. 保健・医療の推進
分野目標	障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。 特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。		精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行う。 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。 また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。 あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。
	（1） 精神保健・医療の適切な提供等		（1）精神保健・医療の適切な提供等
2-(1)-1	学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。	精神保健福祉センターは、精神保健福祉の中核施設として、人材育成のための研修や保健・医療・福祉・労働・司法といった幅広い領域の連携体制を構築するとともに、自殺対策にも取り組み、地域全体の精神保健福祉の向上を目指します。	学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する。加えて、学校においては子供の心の変化に気付くための取組の促進、職域においては事業者によるメンタルヘルス不調者への適切な対応、地域においては保健所、精神保健福祉センターで心の健康相談を行う。 また、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげる。6-(1)-2

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
2-(1)-2	精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。 また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人を医療機関へ繋ぎ、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の充実を図ります。	精神疾患の病状には変化があり、悪化したときにも適切な医療を提供することが必要であるため、精神科救急医療システムの整備について検討します。 夜間・休日の精神疾患急変時に、精神障害のある人や家族からの相談を受け、必要に応じて適切に医療等につなげる体制を整備するために、夜間・休日精神医療相談事業を開始しました。	専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進する。6-(1)-1-ア
2-(1)-3	精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。	精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール・薬物問題などにも取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。	
2-(1)-4	精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。		精神障害者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材育成や連携体制の構築等を図る。6-(1)-1-エ
2-(1)-5	精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会等の適切な運営に努めます。		精神医療における人権の確保を図るため、精神医療審査会運営マニュアルの見直しや地方公共団体における好事例の周知などにより、都道府県及び指定都市に対し、その機能の充実・適正化を促す。6-(1)-4
2-(1)-6	地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するため精神障害者支援地域協議会を開催します。		
―	×		精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図る。6-(1)-5
―	×		平成29年２月にとりまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書の内容を踏まえ、精神科病院に入院中の患者の意思決定支援等の権利擁護について、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討する。6-(1)-6
―	×		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、同法対象者に対する精神保健医療の提供を充実させる。6-(1)-9

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 保健・医療の充実等		（2）保健・医療の充実等
2-(2)-1	様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）を持つことを促進します。	障害のある人が地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、身近な地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）を持つことを促進します。	障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意する。6-(2)-1
			障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図る。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。6-(2)-5
2-(2)-2	障害児療育の拠点である市立総合療育センターの機能充実を図るとともに、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。		
2-(2)-3	医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取り組みを推進します。 また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。		さらに、医療的ケアが必要な障害児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努める。5-(4)-5の一部
2-(2)-4	障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障害者医療、特定医療（指定難病）等の医療費の助成を行います。 また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。		障害者総合支援法に基づき、障害者の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成（自立支援医療費）を行う。6-(2)-2
		医療費助成の対象疾患が増えることから、新たに対象となる市民が円滑に制度を利用できるよう、市政だよりやホームページなどにより、患者団体や医療機関にに周知を図ります。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
2-(2)-5	障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上のため、北九州市口腔保健推進会議での意見等を参考に、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、口腔の健康の保持・増進を図る取り組みの検討を進めます。		定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進する。6-(2)-6
—	×		国立障害者リハビリテーションセンター病院において、早期退院、社会復帰に向けて、各障害に対応した機能回復訓練を行うとともに、医療相談及び心理支援を行う。また、障害者の健康増進についてもサービスの提供、情報提供を行う。6-(2)-3
—	×		骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等のリハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図る。6-(2)-4
—	×		優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品・医療機器の開発を促進するため、研究の支援、臨床研究・治験環境の整備、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のRS戦略相談の活用等を推進する。6-(3)-1
—	×		最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。 また、再生医療について、多くの障害者、患者が活用できるよう、研究開発の推進及び実用化の加速に取り組む。6-(3)-2
—	×		脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関する新たな診断法の開発、リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。6-(3)-3
—	×		障害者の生活機能全体の維持・回復のため、リハビリテーション技術の開発を推進する。6-(3)-4
—	×		質の高いサービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進するとともに、障害者の自立を支援する機器の開発を支援する。6-(3)-5

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 保健・医療を支える人材の育成・確保		（4）保健・医療を支える人材の育成・確保
2-(3)-1	市民の健康相談等を行う保健所、区役所等の職員の資質の向上を図るとともに、障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう保健・医療・障害福祉事業従事者間の連携を図ります。	本市では、総合保健福祉センター（アシスト21）に、精神保健福祉センター、障害福祉センター、介護実習・普及センター等の専門機関を集約し、障害のある人に対する生活支援はもとより、高齢者・障害者相談コーナー等の行政機関をはじめ民間の事業者等への技術支援を行っています。 今後とも、医療・福祉関係機関とのさらなる連携を進めるため、専門機関としての機能を強化するとともに、全国的にも充実した医療機関を活用し、かかりつけ医の定着を促進するなど、障害のある人が各種の専門的な支援を効率的かつ効果的に受けられる体制づくりを推進します。	地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障害者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図る。6-(4)-3
2-(3)-2	障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対して、障害に係る専門的な知識や障害福祉の制度等の知識の周知を図ります。 また、医療機関において障害のある子どもに対応する方法、円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。	保健師や保育士等、障害児施設職員に対する専門的知識や対応方法を修得するため、研修の充実を図ります。 また、警察等に対する研修を検討するほか、医療機関を受診した際のスムーズな診療を妨げる行動への対処方法などについて、医師や看護師、介護士、検査技師等に対する研修の充実を図ります。	発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。5-(4)-4,6-(4)-4
2-(3)-3	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成等、地域リハビリテーションの推進等に取り組みます。	高齢者や障害のある人々が、住み慣れた地域で、安心していきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。 また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努める。1-(5)-1,5-(7)-1
—	×		医師・歯科医師の養成課程及び生涯学習において、障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等の養成に努める。6-(4)-1

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
―	×		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。6-(4)-2
―	×		国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、情報の収集・提供等を行い、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。5-(7)-2

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（4） 難病に関する保健・医療施策の推進		（5）難病に関する保健・医療施策の推進
2-(4)-1	難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 また、小児慢性特定疾病児童等についても、その疾病にかかっている児童等の家族の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図る。5-(4)-7	難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。6-(5)-3
			長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。6-(5)-4
2-(4)-2	難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	難病対策委員会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、難病施策の充実について、引き続き国への働きかけを続けるとともに、今後の取り組みについて検討します。	難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。6-(5)-2
―	×		難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発を推進するとともに、診断基準・治療指針の確立及び普及を通じて、難病患者が受ける医療水準の向上を図るため、難病の研究を推進する。6-(5)-1

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（5） 障害の原因となる疾病等の予防・治療		（6）障害の原因となる疾病等の予防・治療
2-(5)-1	妊婦健診、乳幼児健診、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。 また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。	医療機関における乳幼児健診や保育所、学校などで発達の遅れなどの障害が発見された場合には、必要に応じて総合療育センターなどの専門機関に紹介し、受診や支援を行っています。 乳幼児期や学童期は心身ともに大きく変化する時期であり、その後の地域生活を送るうえで、子どもやその家族への関わりが心身の発達の重要な役割を果たします。 このため、医療機関、障害児施設、保育所等での取り組みを引き続き推進していくとともに、各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図る。 また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図る。 6-(6)-1
		乳幼児健診や新生児聴覚検査などを引き続き実施するとともに、医療機関、保育所、幼稚園、学校、育児サークルなどにおいて障害を早期に発見できるように、関係者に対する研修や啓発活動の推進を図ります。	
		発達障害の早期発見の精度を上げ標準化するため、受診票の問診項目の見直しを行います。	
2-(5)-2	周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。		
2-(5)-3	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。		疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を進する。6-(6)-3
			外傷等に対する適切な治療を行うため、医療提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。6-(6)-4
2-(5)-4	生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防について、「北九州市健康づくり推進プラン」等に基づき推進します。		生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組む。6-(6)-2

基本的な施策一覧（現行計画、国の計画との比較）

［ 参考資料 １ ］

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野3. 地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）		〔5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進〕の一部
分野目標	障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。		（略）障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。 また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすすことのできる地域社会の実現を図る。 （略）
	（1） 地域移行支援・地域生活支援の充実		（3）地域移行支援、在宅サービス等の充実
3-(1)-1	障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援をはじめ、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。	地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援をはじめ、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進、在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図ります。	障害者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入することにより、障害者の地域生活への移行を推進する。5-(3)-7
		医療的ケアが必要な人や強度行動障害などの重度の障害のある人に対応できるケアホームへの支援を検討します。	地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害者の支援を推進し、また、障害者の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。5-(3)-6
		地域で自立生活ができる場を確保するため、グループホームや福祉ホーム等の整備を支援していくとともに、体験型グループホーム事業を実施し、障害の特性に応じた利用促進のための支援を行います。	
3-(1)-2	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。		長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。5-(5)-5

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
3-(1)-3	障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供するための体制の整備を図ります。		居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図る。6-(1)-1-ウ
3-(1)-4	障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。		地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。5-(3)-5
3-(1)-5	外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。		外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域生活を支援するために地方公共団体が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進する。5-(3)-4
3-(1)-6	精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。		精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す。5-(3)-8,6-(1)-7

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
3-(1)-7	入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談をはじめ、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応など、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設の受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。	地域生活へ移行後のフォローアップ体制や、生活に不都合が生じた場合の施設への受入体制等の検討を行い、安心して地域生活が送れるシステムの構築を目指します。	精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる社会資源を整備する。6-(1)-1
		医療保護入院者の退院支援を行うため、病院に設置される退院後生活環境相談員と相談支援事業者等の地域援助事業者との合同研修等を行い、相談技術の向上と連携を図ります。	精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、働くことを含めた、精神障害者の退院後の支援に係る取組を行う。6-(1)-8
		市民が安定した地域生活を送れるように、こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図ります。	
		精神疾患を患った経験を持つピアサポーターが、精神科病院を訪問し、入院中の精神障害者との交流を図り、退院に向けた支援を行います。 また、ピアサポーターを相談支援事業者に派遣し、経験者の立場から入院中の精神障害者の退院支援を行います。	
		長期間入所・入院している障害のある人は、退所・退院後のイメージができにくく、地域での生活に不安を抱いており、退所等を希望することが少ない状況であるため、宿泊体験事業の実施により、地域生活移行への不安の軽減を図ります。	
3-(1)-8	在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種のチームによるアウトリーチ(訪問支援)をはじめ、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進など、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。	家族と在宅生活を送っている障害のある人が、何らかの理由で、家族等からこれまでと同様の支援が受けられなくなった場合においても、継続して地域での生活が維持できるように、在宅生活支援の仕組みを検討します。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
3-(1)-9	現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。	現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設についても、より柔軟かつ安定的にサービスを提供するため、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。	
3-(1)-10	人工呼吸器による呼吸管理を行っていること等により常時介護を必要とする障害のある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。		人工呼吸器による呼吸管理を行っていること等により常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。5-(3)-2
3-(1)-11	触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、司法関係者や地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。	触法障害者が安心して地域に定着できるよう、必要に応じて各種障害者手帳の取得や施設入所、金銭管理などの取り組みを支援します。	矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。7-(1)-4

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 相談支援体制の充実		（2）相談支援体制の構築
3-(2)-1	障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。 特に、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。		障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。5-(2)-1
		相談業務に携わる職員が異動しても、相談窓口の機能が低下しないように、職員の資質の向上を図る研修を充実します。	
3-(2)-2	どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、アウトリーチ（訪問支援）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。	どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための第一次相談窓口として、障害者相談支援の中心的役割を果たしている障害者地域生活支援センターを「基幹相談支援センター」として整備します。	相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。 また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。5-(2)-3
		基幹相談支援センターと各種専門相談機関の有機的連携により、相談窓口機能の充実を図ります。 基幹相談支援センターは「よろず相談窓口」「必要に応じた訪問相談」「継続支援を要する障害のある人への担当者を付けた支援（パーソナルサポート）」「ニーズ把握とマネジメント」を特徴とします。	
			精神科デイケアの充実を図るとともに、外来医療、ひきこもり等の精神障害に対する多職種によるアウトリーチ（訪問支援）の充実を図る。6-(1)-1-イ

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
3-(2)-3	基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーをはじめとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。 様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気付き、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。	基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーは、互いに連携・協働し、障害福祉サービスの利用意向の聴取、サービス利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリング等が適正に実施できるよう取り組みを進めます。	
		障害者手帳の交付や各種の公的な福祉サービスの受付、支給決定を行っている高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するため、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めるとともに、基幹相談支援センターや専門相談窓口との連携・協働を推進します。 また、高齢者・障害者相談コーナーの機能の充実を図るため、地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、障害福祉センター、精神保健福祉センター、子ども総合センター等からの技術支援をさらに充実します。	各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。5-(2)-8
		基幹相談支援センターでは専門的な知識や経験を活かし、必要に応じて相談支援事業者に対し、困難な事例への指導・助言を行います。	
		基幹相談支援センターと各区役所の高齢者・障害者相談コーナーや、いのちをつなぐネットワーク係及び地域包括支援センターが連携・協働し、様々な相談に対応します。 地域のネットワークを構築し、障害のある人が身近な場所で安心して生活できる体制を整備します。	
		かかりつけ医、民生委員、児童委員、身体・知的障害者相談員、サービス提供事業者、ピアカウンセラー等が日頃の関わりの中で、障害のある人からの相談を受けるとともに、必要に応じて基幹相談支援センターと連携を図るなど、きめ細かな支援ができる体制の構築に取り組みます。	
		発達障害者支援センター、障害者しごとサポートセンターなどの各種専門相談窓口が基幹相談支援センターと連携・協働し、適切な支援を行う仕組みを構築します。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
3-(2)-4	相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。	また、北九州市障害者自立支援協議会の定例支援会議などを通じて、関係機関が協働し問題解決に取り組みます。	
		本市では、相談支援事業者の運営評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等を行っており、今後も充実を図ります。	
3-(2)-5	発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センターを中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉等の協働による包括的な支援を進めます。		発達障害者支援センター等において、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。5-(2)-4
		発達障害のある子どもの増加に対応するため、総合療育センターで診断を待つ保護者の悩みや不安等に心理士や保育士が対応する診察前相談を今後も引き続き実施します。	
3-(2)-6	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、北九州市難病相談支援センターを拠点に、難病患者の相談・支援を行います。 また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施します。	児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図る。5-(4)-7	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。5-(2)-6、6-(5)-5
			幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されている児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行う。6-(5)-6
		難病患者やその家族の相談体制の充実や難病に対する市民の理解促進を図るため、福岡県難病団体連絡会が開催している医療相談会の取り組みを支援します。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
3-(2)-7	難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。	地域における難病患者への適切な支援を図るため、福祉、就労、医療などの関係機関、関係団体によって構成する「難病対策地域協議会」を設置します。	
3-(2)-8	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。	高次脳機能障害のある人や家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供します。 ~~また、若年性認知症の理解を促進するため、市民等への啓発を行います。~~ 国の動向を踏まえつつ、行政や民間の相談窓口従事者、家族等を対象とした講演会や研修の充実を図るとともに、日中活動の場の確保等に努めます。（高次脳機能障害）	高次脳機能障害児者（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）への支援について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、ライフステージに応じた専門的な相談支援や都道府県及び市町村が障害者等への支援体制の整備を図るために設置する協議会をはじめとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。5-(2)-5
―	×	難病の人等からの各種相談（診療、在宅ケア、心理的ケア等）に応じる「難病相談・支援センター」等を周知します。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 地域福祉の充実		〔なし〕
3-(3)-1	障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。	障害のある人の地域生活の受け皿を確保するためには、施設整備について、地域住民の理解が得られにくい現状を踏まえた計画的な施策の展開が必要です。このため、障害のある人やその家族の希望を尊重し十分な配慮をしながら、行政、民間、地域の連携による退所・退院の促進に向けたシステムづくりを目指します。	
		障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、都市基盤の整備や防災対策を進めるとともに、個々の障害の特性に配慮した就労支援や多様な就業機会の確保に取り組むなど、地域住民、企業、行政などの協働による地域での生活を支援する仕組みづくりを行います。	
3-(3)-2	精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まいの確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。		
3-(3)-3	精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。	地域移行後、精神障害者の地域活動への参加、地域住民のネットワークによる見守りなど、精神障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。	
3-(3)-4	発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。		
3-(3)-5	行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めると共に、専門家等による家族支援の強化を図ります。 併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。		

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（4） 障害福祉を支える人材の育成・確保		（7）障害福祉を支える人材の育成・確保
3-(4)-1	「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流などの取り組みを充実します。 併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めることで、障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。		
3-(4)-2	精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。	保護者が障害を受け入れていくことができるよう、専門職種の職員や家族会の協力を得て、保護者同士の情報交換や交流を支援する仕組みを構築します。	精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。精神障害者に対する当事者による相談活動に取り組む地方公共団体に対し支援を行う。6-(1)-3
		家族の精神疾患やひきこもりへの理解を深め、家族同士の分かち合いの場を作るため、引き続き家族教室を行います。	
		精神障害のある人の家族を支えるために、福岡県と合同で家族交流会を支援します。	
		障害を受け入れるための講習、支援制度や具体的なかかわり方等についての保護者勉強会の実施など、診断後の家族への支援を充実します。	
3-(4)-3	発達障害のある人の家族に対する心理的ケアと、家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。 また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。	家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図ります。また、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が相談を受けるペアレントメンターの養成などを検討します。	発達障害者支援センター等において、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。5-(2)-4
			発達障害者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。5-(2)-10,5-(7)-3

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
3-(4)-4	障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。 また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。	障害のある人の当事者活動は、その生活を向上させるだけでなく、権利を守る上でも重要であるため、ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。 また、ボランティア活動に対する支援や人材育成が行えるよう環境整備に努めます。	家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート等の障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の更なる拡充を図る。 5-(2)-9
		障害のある人やその家族によるピアカウンセリングや、セルフヘルプ活動等の当事者活動は、同じ悩みを持つ人たちが集まり助け合うことで、孤独感を癒し、自信を取り戻し、障害を受け入れられるようになるなど、重要な役割を果たしています。 このため、今後とも情報の収集や提供など、当事者活動への各種支援の充実に取り組みます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野4. 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）		9. 教育の振興
分野目標	障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取り組みを推進します。 また、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。		障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。
	（1） インクルーシブ教育システムの推進		（1）インクルーシブ教育システムの推進
4-(1)-1	インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めるとともに、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点において教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を整備します。	インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもとない子どもができるだけ同じ場で学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。 今後、中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育のあり方について、引き続き検討します。	全ての学校における特別支援教育の充実を通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに量も的確に応える指導を受けることのできる、包容する仕組みの整備を推進する。。9-(1)-2
4-(1)-2	「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。 また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことによって、より一層の特別支援教育の充実に努めます。		

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
4-(1)-3	障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育支援委員会と保護者が建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。 また、障害のある子どもたちの発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を図ります。	幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、教育的、心理的、医学的観点から、専門家と保護者とで相談しながら適切な就学先を決定します。	障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、関係者への周知を行う。9-(1)-4
4-(1)-4	障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話による合意形成を図った上で決定し、その内容を個別の教育支援計画へ明記します。 また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別の就学相談等での面談や広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。		各学校における障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮すると共に、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを引き続き周知する。9-(1)-6
4-(1)-5	校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築します。 また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。		校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう促す。 9-(1)-5
4-(1)-6	早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等を踏まえ、障害の有無に関わらず、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。	障害のある子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。 障害のある子どもの施策を考えていく中で、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、ライフステージを通じた情報の共有化、重層的な支援に努めます。	早期のうちに障害に気付き、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図る。9-(1)-11

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
4-(1)-7	障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。 また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知します。	適切な指導や必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成し、その活用に向けた研修を充実させます。 障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するには、長期的・短期的な目標を掲げ、障害特性や生育歴・療育歴などに配慮した援助が必要であるため、幼児期や学齢期を通じた一貫した支援体制の構築に努めます。	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、特別支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校、高等学校等（以下、全ての学校）に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。9-(1)-1
4-(1)-8	本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別の教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。	発達障害のある子どもや保護者等から相談を受け、特に関係機関との連携が必要なケースについては、個別支援計画に基づく関係機関の連携が必要なため、処遇検討会議を開催します。	
―	×		福祉、労働などとの連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図る。9-(1)-10
―	×		あわせて、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障害のある児童生徒がかかわるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講じるとともに、学校の教育活動全体を通じた障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。9-(1)-3
―	×		平成29年3月の義務標準法（公立義務教育緒学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）をいう。）の改正により、小・中学校における通級指導担当教員に係る定数が基礎定数化されたことや、高等学校においても通級による指導が行えるようになったことを踏まえ、通級による指導がより一層普及するよう努める。9-(1)-9

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 教育環境の整備		（2）教育環境の整備
4-(2)-1	市立の学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取り組み等を推進し、教育環境の維持改善を図ります。		学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。9-(2)-5
4-(2)-2	特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るとともに、専門機関との連携を強化し、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。		通常の学級における特別支援教育の体制整備や地域における障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実する。9-(2)-2
			特別支援学校、特別支援学級の教員については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上の推進、専門性の向上のための施策を進める。9-(2)-1
4-(2)-3	全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める研修を充実させるとともに、特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）等を対象に実践的な研修を実施します。 また、教育的ニーズに応じた特別支援教育支援員や外部人材の配置について検討を行います。 さらに、必要に応じて臨床心理士等の外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。	すべての市立幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）や教職員を対象に実践的な研修を実施します。 また、特別支援教育支援員や外部人材の配置について検討を行います。 さらに、必要に応じて、外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。	障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、全ての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、全ての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進する。9-(2)-1
4-(2)-4	在籍児童数の多い市立小・中学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級に学校支援講師を配置し、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターとしての役割を発揮できるような環境を整えます。		通常学校に在籍する障害のある児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性に鑑み、各地方公共団体における特別支援教育支援員の配置の促進を図る。9-(2)-3

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
4-(2)-5	市立特別支援教育相談センターでは、併設の市立総合療育センターと連携しながら、特別な支援を必要とする子どもたちやその保護者、学校等へ専門的な支援を行います。 また、各学校等において教員等に指導や助言を行う巡回相談等を実施し、多様化する教育的ニーズや教育相談に対応します。	特別支援教育相談センターは各学校を巡回し教員等に指導や助言を行う巡回相談を実施していますが、必要に応じて総合療育センターと連携し、医学的立場からの支援を行います。	
4-(2)-6	市立小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、教職員がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、研修会などを実施し、人権教育の充実を図ります。		
4-(2)-7	障害のある子どもに対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。		
4-(2)-8	障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション情報通信技術（ICT）の活用も含め、障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進します。 また、情報通信技術を活用した分かりやすい授業モデルや、教員がICTを活用した教育を行うスキルを身に付けるための研修モデルの確立を図る研究を行います。		障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーションICTの活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。9-(2)-4
4-(2)-9	教育センターや視聴覚センターと連携して、視聴覚教材を含む電子出版に関する情報を学校・園へ提供するとともに、その活用について周知を図ります。		電子出版は、視覚障害、上肢障害、学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、教育における活用を図る。2-(2)-4
4-(2)-10	障害のある生徒の高等学校への就学を促進するため、入学試験において通常の方法により受験することが困難と認められる生徒については、個別の教育支援計画等に基づき、適切な配慮の充実を図ります。		障害のある児童生徒の後期中等教育への就学を促進するため、個別のニーズに応じた入学試験における配慮の充実を図る。9-(1)-8
—	×		医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒の教育機会を確保するための施策の充実に努める。9-(1)-7

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 高等教育における支援の推進		（3）高等教育における障害学生支援の推進
4-(3)-1	市立大学が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を推進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。		大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。9-(3)-1
4-(3)-2	障害のある学生一人ひとりの個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、市立大学における相談窓口の統一や支援人材の養成・配置などの支援体制の整備を推進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取り組みを支援し、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進します。		障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。9-(3)-2
4-(3)-3	市立大学において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進します。		障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。9-(3)-3
4-(3)-4	市立大学において、障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図ります。		障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。9-(3)-4
4-(3)-5	障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、市立大学の入試や単位認定等の試験における適切な配慮を推進します。		障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。9-(3)-6

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
4-(3)-6	市立大学の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開を推進します。		大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。9-(3)-7
―	×		大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。9-(3)-5

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（4） 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援		（4）生涯を通じた多様な学習活動の充実
4-(4)-1	障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するため、幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築に努めるとともに、医療・保健・福祉・雇用等との連携の下、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。	障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するには、長期的・短期的な目標を掲げ、障害特性や生育歴・療育歴などに配慮した援助が必要であるため、幼児期や学齢期を通じた一貫した支援体制の構築に努めます。 乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期を通じた一貫した支援を行います。	障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒 の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。9-(1)-12
4-(4)-2	特別な支援を必要とする子どもが、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、保護者の参画のもと個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関間でその情報を共有・活用します。 また、個別の教育支援計画の効果的な活用のための体制整備と周知に努めます。	個人情報に配慮した相談機関同士の相談記録の共有システムを構築します。 特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。	
4-(4)-3	障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報を円滑に得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有化を目的とした様式の統一化や、サポートファイルの活用等を推進します。	障害のある子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報をスムーズに得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有化を目的とした様式の統一化、サポートファイルとの連携等について検討します。 発達障害のある子どものプロフィール、総合療育センターなどでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるサポートファイルを、関係機関との連携や移行をスムーズに行うためのツールとして活用します。	
4-(4)-4	障害のある子どもへの支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。		
4-(4)-5	市内に2箇所ある発達障害者支援センター「つばさ」の訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図るなど、発達障害のある人やその家族に対する支援を推進します。 また、発達障害のある人に対する専門的な助言などを通じて、学校卒業後の就労場所や居場所の拡大などを進め、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図ります。	現在、市内東部の小倉南区春ヶ丘地区及び西部の若松区小池学園敷地内にある発達障害者支援センター「つばさ」の機能の強化を図ります。 本センターでは、高校・大学等をはじめ、成人期における当事者やその家族に対する支援を強化します。 発達障害者に対する専門的な助言などを通じて、学校卒業後の就労場所や居場所の拡大などを進め、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図ります。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野5. 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進		8．雇用・就業、経済的自立の支援
分野目標	障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難である障害のある人に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。 また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的支援を推進する。		障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。 また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する。
	（1） 総合的な就労支援		（1）総合的な就労支援
5-(1)-1	北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワークや福岡障害者職業センターなど国が設置する機関、障害福祉サービス事業所及び特別支援学校などの教育機関が緊密に連携しながら、障害のある人それぞれの適性や職業能力に応じた就労支援に取り組みます。 また、福祉・教育等から雇用への移行を一層推進するとともに、就職を目指す障害のある人及び雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環境を整えます。	障害者しごとサポートセンターを中心に、就労移行支援事業所等及び特別支援学校などの教育機関とのネットワークを構築し、福祉・教育から雇用への移行を一層推進します。 障害者しごとサポートセンターを就労支援の中核として位置づけ、ハローワークや障害者職業センター、特別支援学校や就労移行支援事業所及び事業主などとの連携のもと、就労前訓練から就職後の職業生活に至るまで、障害種別に関わらず支援し、就職を目指す障害のある人及び雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環境を整えます。	福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。8-(1)-1
5-(1)-2	地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら、障害のある人向けの職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する企業や市民の理解を高めるための啓発に努めます。		障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。また、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。8-(1)-7

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
5-(1)-3	障害のある生徒が学校卒業後、障害の特性に応じた地域生活や就労など自立した生活へ円滑に移行できるよう、特別支援学校中学部・高等部の生徒一人ひとりが得意なことを生かせる職場実習先や就労先の開拓に努めます。 また、就労までの間に基本的生活習慣を十分に身に付けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、進路の決定過程の早い段階において、福祉・就労など関係機関が連携し協力できる体制を構築します。	卒業後、障害の特性に応じた地域生活、就労などへの円滑な移行を推進するため、特別支援学校中学部、高等部の進路の決定過程の早い段階において、福祉、就労など関係機関の協力を得る支援体制の構築を図ります。	
―	×		ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等を実施する。8-(1)-2

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 障害者雇用の促進		（3）障害者雇用の促進
5-(2)-1	一般就労を希望する障害のある人に対し、企業等での就労に繋ぐ就労移行支援事業所等において、障害のある人の態様に応じた多様な職業訓練を実施するとともに、企業での実習や求職活動の支援等の推進を図り、一般企業への就労を促進します。		就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図る。8-(1)-8
			障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図る。8-(1)-3
5-(2)-2	企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布などにより、法定雇用率を達成していない民間企業はもちろんのこと、広く障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。		障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。平成25（2013）年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化（平成30（2018）年４月施行）されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させる。8-(3)-1
		障害のある人の企業への雇用を推進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーを開催するとともに、啓発冊子の作成・交付などにより、法定雇用率未達成の企業に対する啓発を強化します。	障害者雇用ゼロ企業をはじめ、法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所（ハローワーク）による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進める。また、国の機関においては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の完全達成に向けて取り組むなど、積極的に障害者の雇用を進める。8-(3)-2
5-(2)-3	障害のある人を雇用する企業の先進的な取り組み等の情報を収集するとともに、障害のある人の雇用に関するノウハウの提供等に努めます。 また、新たに障害のある人を雇用する企業を開拓するなど、障害のある人の雇用の更なる拡大を目指します。	障害者を一定期間雇用し、適性や業務遂行能力等を見極める「トライアル雇用」や、雇用助成金、職場定着支援などを実施している国等の機関と連携を図りながら、「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点とする障害者の就労支援ネットワークを活用し、障害者を雇用する企業の誘致や、市役所における職場実習機能の充実等の取り組みを通じ、障害者雇用の更なる拡大を目指します。	障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行う。あわせて、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努める。8-(1)-4
5-(2)-4	国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について企業に対する啓発を行い、障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。	国の施策に基づく各種助成金制度の活用等を周知するとともに、就労上の障壁の除去について、その負担が加重でないときには合理的配慮を行うよう企業に働きかけます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
5-(2)-5	重度障害のある人の雇用を促進するため、特例子会社制度の周知等に努め、職域拡大及び職場環境の整備を進めます。		特例子会社制度等を活用し、引き続き、障害者の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、いわゆるダブルカウント制度等により、引き続き、重度障害者の雇用の拡大を図る。8-(3)-3
		障害者の就労の推進について、経済団体や地元主要企業等との意見交換の場を設けるなど、経済界との連携を深める仕組みについて検討します。	
5-(2)-6	市の職場での就業機会を創出し、障害のある人を雇用して、障害のある人の就労及び職業的自立の促進と、障害のある人の就労に関しての啓発及び理解の促進を図ります。	市役所において、知的障害のある人の職場実習等を行うことにより、企業等への就職に向けた実務訓練の機会の確保・充実を図ります。	一般企業等への就職につなげることを目的として、各府省において知的障害者等を雇用し、1から3年の業務を経験するチャレンジ雇用を実施する。8-(3)-4
—	×		都道府県労働局において、使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、関係法令の遵守に向けた指導等を行う。8-(3)-5
—	×		都道府県労働局及びハローワークにおいて、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第三者による調停等の紛争解決援助を行う。［再掲］8-(3)-6

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 障害特性に応じた就労支援		（4）障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
5-(3)-1	北九州障害者しごとサポートセンターと連携しながら、精神障害、発達障害等の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実・強化を図ります。 また、採用後に障害を有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための策を講じます。		多様な障害の特性に応じた支援の充実・強化を図る。また、採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じる。8-(4)-1
		職場への適応や定着が難しい発達障害のある人について、ジョブコーチが職場を密に訪問して本人への指導・助言を行うとともに、企業側に対しても、発達障害に関する理解を深め、適切な対応がとられるよう具体的な説明・助言を行うなど、きめ細かな支援を図ります。	地域障害者職業センターにおいて、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言等の支援を行う。また、障害者の職場への適応を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）による直接的・専門的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関等に対し、職業リハビリテーションサービスに関する技術的な助言・援助等を行い、地域における障害者の就労支援の担い手の育成と専門性の向上を図る。8-(1)-5
		発達障害のある人の一般企業への就職や職場定着、中途離職者の再就職を推進するため、相談支援機関、就労先等と連携しながら、障害者しごとサポートセンターを中心としたジョブコーチ等による指導・助言などの就労支援を充実させます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
5-(3)-2	障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病の人が、一般就労に伴う生活面の様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。 また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と職場定着を促進します。	障害者を一定期間雇用し、適正や業務遂行能力等を見極める「トライアル雇用」や、雇用助成金、職場定着支援などを実施している国等の機関と連携を図りながら、「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点とする障害者の就労支援ネットワークを活用し、精神障害者・難病者・発達障害者の就労支援の充実、就労後の定着支援機能の充実を図ります。	職場内で精神・発達障害のある同僚を温かく見守る精神・発達障害者しごとサポーターの養成講座を開催するなどにより精神障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神・発達障害者の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用拡大と定着促進を図る。 精神障害者に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを一層促進する。また、ハローワーク等において発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図る。8-(4)-2
			就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進する。8-(1)-8
			障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの設置の促進・機能の充実を図り、障害者に対し就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施する。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施する。8-(1)-6
―	×		短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ICTを活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方を推進する。8-(4)-3
―	×		障害者の就労訓練及び雇用を目的とした福祉農園の整備を推進する（「農」と福祉の連携プロジェクト）。8-(4)-5
―	×		農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害者の就労支援を推進する。8-(4)-6

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（4） 福祉的就労の底上げ		（5）福祉的就労の底上げ
5-(4)-1	一般企業への就労が困難な障害のある人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所の設置を促進するとともに、就労継続支援B型事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。 また、企業に対して、障害のある人の就労に関する理解を広め、就労継続支援事業所等の利用を促進します。	一般企業等への就労が困難な障害のある人の働く機会を確保するため、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業所等の充実を図ります。	
5-(4)-2	小規模共同作業所については、障害者総合支援法における事業（障害福祉サービス事業など）への移行を促進します。	小規模共同作業所については、障害者自立支援法における事業（地域活動支援センターなど）への移行を促進するとともに、新しい事業体系に移行しない作業所に対しても、地域に開かれた社会資源の一つとして柔軟かつ多面的な活用ができるよう支援します。	
5-(4)-3	障害者就労施設等の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等、施設を利用する障害のある人の工賃アップに向け、市役所内に設置する北九州共同受注センターを拠点として、官民一体となった取り組みを推進するなど福祉的就労の底上げを図ります。	今後も「北九州NUKUMORIプロジェクト推進事業」を継続して実施し、障害者就労施設間の連携強化、魅力ある商品開発、受発注業務や販路の拡大・開拓等を行う共同受注窓口の設置など、障害者就労施設等の支援の充実に取り組みます。 また、障害のある人を支援する施設や事業所等に対する業務の委託、就労移行支援事業を行う事業者相互の情報交換会の実施、製品の受注の働きかけや啓発活動、起業を希望する人への情報提供などにも引き続き取り組みます。	事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進する。またなど、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、平成29年4月に改正した障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の内容を徹底するとともに、障害者の賃金の向上を図る。8-(5)-1
5-(4)-4	障害者優先調達推進法に基づく北九州市の物品等調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品・サービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、市役所全体で調達の推進に取り組みます。	調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品やサービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、市役所全体で調達の促進に取り組みます。	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。8-(4)-4,8-(5)-2
5-(4)-5	一般企業への就労が困難な障害のある人が働く障害者就労施設等で製作された商品の販売を促進するとともに、障害者就労施設等で製作された商品の販売を通して、障害のある人の工賃アップや社会参加の促進等に取り組む障害者自立支援ショップを支援します。	引き続き、障害者自立支援ショップ、小倉北区の「一丁目の元気」や八幡西区の「元気っちゃ！」を支援します。 障害のある人を雇用する第三セクターへの出資をはじめ、障害者自立支援ショップ「一丁目の元気」を開設している法人などへの助成を行います。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（5） 経済的支援の推進		（2）経済的自立の支援
5-(5)-1	障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を適切に支給します。 また、年金や諸手当の受給資格を有する障害のある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。		障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援する。また、受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。 さらに、年金生活者支援給付金制度の着実な実施により所得保障の充実を図るとともに、障害者の所得状況を定期的に把握する。8-(2)-1
5-(5)-2	障害のある人が市等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。		障害者による国や政府関係法人が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講ずる。8-(2)-3
5-(5)-3	精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続けます。	精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続けます。	
―	×		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づき、同法にいう特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。8-(2)-2

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興		10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
分野目標	全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。 また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。		全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。
	（1） 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備		（1）文化芸術の振興、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
6-(1)-1	障害のある人が、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。 特に、障害のある人の文化芸術活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。	障害の有無に関わらず、誰もが豊かで潤いのある暮らしができるように、身近な地域で気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等を楽しめる環境整備を行います。	障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む。特に、障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進を図る。10-(1)-2
6-(1)-2	全ての障害のある人の文化及び芸術活動への参加を通じて障害者の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、北九州市障害者芸術祭を開催し、障害のある人の文化芸術活動の普及を図ります。		全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭を開催し、障害者の文化芸術活動の普及を図る。また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組を支援する。10-(1)-4
6-(1)-3	障害者福祉会館などで開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体などと連携しながら、文化・芸術活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。 また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取り組みを支援します。	障害者福祉会館などで開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体などと連携しながら、芸術・文化活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
6-(1)-4	レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害のある人等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。	障害者団体等が実施しているレクリエーション・余暇活動などを支援します。	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。10-(1)-6
6-(1)-5	障害のある子どもに、広く文化芸術に触れ親しむことができるよう、一流の文化芸術活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。 また、このような取り組みに対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信の充実に努めます。		特別支援学校において、一流の文化芸術活動団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、文化芸術活動の機会の充実を図る。10-(1)-1
―	×		国立博物館、国立美術館、国立劇場等における文化芸術活動の公演、展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障害者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努める。10-(1)-3
―	×		文化芸術振興費補助金において、聴覚に障害のある方々のためのバリアフリー字幕及び視覚に障害のある方々のための音声ガイド制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。10-(1)-5
―	×	新たな障害者スポーツセンターを、障害のある人のスポーツや芸術文化活動の拠点として利用できる施設にします。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） スポーツに親しめる社会環境の整備		（2）スポーツを楽しめる社会環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
6-(2)-1	障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康を増進し、社会参加意欲を高め、ひいては、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものであり、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取り組みを推進します。	障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康を増進し、社会参加意欲を高め、さらには、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものとして普及が図られ、大きな成果を上げてきましたが、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取り組みを推進します。	
6-(2)-2	障害のある人のスポーツの拠点である北九州市障害者スポーツセンター・アレアスの適切な運営を図るとともに、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進めます。 また、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	障害の有無に関わらず、誰もが豊かで潤いのある暮らしができるように、身近な地域で気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等を楽しめる環境整備を行います。	障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組む。10-(2)-1
		障害者スポーツセンターの整備をはじめ、障害のある人がスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。	
		新たな障害者スポーツセンターを、障害のある人のスポーツや芸術文化活動の拠点として利用できる施設にします。	
6-(2)-3	障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取り組みを支援します。		全国障害者スポーツ大会の開催を通じて障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援する。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツの振興に取り組む。10-(2)-2
6-(2)-4	障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。	障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
6-(2)-5	北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体等が行っている障害者スポーツを通じた国際協力の取り組みについて広く市民に周知し、障害の理解や国際交流を促進します。	北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体が行っている国際協力の取り組みについて周知し、障害の理解や国際交流を促進します。	文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流を支援する。また、スポーツ外交推進の観点から、スポーツ外交推進事業を通じて、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい、スポーツ器材輸送支援を推進する中で、障害者スポーツに関しても選手及び関係者の招へいを実施する。また、広報文化外交の観点から、障害者の文化芸術活動を含む日本の多様な魅力の発信に努める。11-(4)-2
6-(2)-6	2020年パラリンピック東京大会のキャンプ地誘致やパラリンピック関連プログラムを契機とした国際交流を推進し、大会終了後も、レガシーとしてスポーツ・文化等の交流が継続・発展するような事業を展開します。 また、パラリンピアンなどのトップアスリートの協力を得てスポーツイベントや講習会を開催し、障害者理解及び障害者スポーツの振興を図ります。		
—	×		パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会等への参加の支援等、スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。10-(2)-3
—	×		2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。10-(2)-4

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 多様な生涯学習の取り組み		
6-(3)-1	障害のある人の生きがいづくりや社会参加に向け、障害のある人が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。		その他、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。9-(4)-5
6-(3)-2	地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちが、文化・芸術、スポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の資質の向上につなげていくことができるようにします。 また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。		地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。9-(4)-2
6-(3)-3	市立図書館では、バリアフリーに対応した施設整備、郵送貸出制度、大活字本の閲覧貸出、特別支援学校での読み聞かせ等を実施するとともに、障害のある子どもたちについても、特別支援学校との連携を深めながら、図書館サービスの向上に努めます。		公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。9-(4)-4
―	×		学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要な力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及などを行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。9-(4)-1
―	×		放送大学において、障害のある学生の受入れを一層進める。9-(4)-3

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野7. 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）		1．安全・安心な生活環境の整備
分野目標	障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。		障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。
	（1） 住まい・住環境の整備		（1）住宅の確保
7-(1)-1	市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。 また、障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取り組みを進めます。	障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、自宅の改修をはじめ、公共賃貸住宅や民間賃貸住宅への入居を支援するとともに、グループホーム等の設置や地域住民などへの啓発を推進します。なお、入所施設等での必要な支援についても継続します。	公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。 また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。1-(1)-1
7-(1)-2	障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を行います。 また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。	障害のある人の地域での生活を支援するため地域移行支援事業を実施し、住居の確保や相談に対応します。なお、家賃保証事業会社と協定を結び、この事業の円滑な実施を図ります。	民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たなセーフティネット制度を創設し、住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等への支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。1-(1)-2
7-(1)-3	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つすこやか住宅の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応した多様な住宅供給を促進します。		

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
7-(1)-4	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。		障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。1-(1)-3
7-(1)-5	障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図ります。	地域で自立生活ができる場を確保するため、グループホームや福祉ホーム等の整備を支援していくとともに、体験型グループホーム事業を実施し、障害の特性に応じた利用促進のための支援を行います。 医療的ケアが必要な人や強度行動障害などの重度の障害のある人に対応できるケアホームへの支援を検討します。	障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。（略）1-(1)-4
7-(1)-6	障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法、消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。		障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法（昭和25 年法律第201 号）、消防法（昭和23 年法律第186 号）の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。1-(1)-5
7-(1)-7	災害時の避難等において、地域住民の協力が非常に重要であるため、障害のある人や、障害福祉サービス事業所等に対して、日頃から、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入等を促します。 また、今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、避難行動要支援者等への情報提供や地域住民による避難支援等について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。	災害時の避難等にあたっては、地域の人たちの協力が非常に重要であるため、障害のある人や障害のある人を支援する施設、事業所等に対し、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入などを促します。 今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けて、避難行動要支援者等への情報提供や福祉避難所の活用、地域住民による避難支援等についての助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 移動しやすい環境の整備等		（2）移動しやすい環境の整備等
7-(2)-1	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。		駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備のより一層の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。1-(2)-1
			公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。1-(2)-2
7-(2)-2	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、路線バスにノンステップバス等の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差解消など関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。	公共交通機関については、ノンステップバスの導入やJR駅舎のエレベーター設置など関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。	
7-(2)-3	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。 また、非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等が提供している移送サービス（福祉有償運送）の普及促進を図ります。	公共交通機関の利用が困難な人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。 また、非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等が提供している移送サービス（福祉有償運送）を引き続き行います。	障害者に対し個別的な輸送を提供するため、支援制度の活用等により福祉タクシー車両等によるスペシャル・トランスポート・サービス（STS）の普及促進を図る。1-(2)-4
―	×		交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。1-(2)-3

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進		（3）アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
7-(3)-1	高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、窓口業務を行う市の施設をはじめ、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。1-(3)-1
			窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進する。1-(3)-2
7-(3)-2	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めます。	障害の有無に関わらず誰もが安全で快適に利用できる公園にするため、段差の解消や階段への手すりの設置等を行います。 また、自宅や施設に閉じこもりがちな障害のある人の健康づくりや家族の心のケア等につながる公園の活用を障害者団体等の意見を聞きながら検討します。	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。1-(3)-3
			身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。1-(3)-4
―	×		日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。1-(3)-5

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（4） 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進		（4）障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
7-(4)-1	バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進に向けた関係機関連携の強化及びハード・ソフト一体となった取り組みの促進に努めます。		バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行う。1-(4)-1
7-(4)-2	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。		福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。1-(4)-2
7-(4)-3	障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。	障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、バリアフリー化整備に取り組みます。	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。1-(4)-3
7-(4)-4	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、警察と協力しながら、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を図ります。	ハード面だけでなくソフト面からも、障害のある人の外出を支援します。	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30 ㎞/h の区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。1-(4)-7
7-(4)-5	高齢者や障害のある人をはじめ、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。 また、事業者や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。		
7-(4)-6	公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて障害者団体が取り組む「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」等と、意見交換等を行いながら進めます。	公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、引き続き、必要に応じて自治会等の地域団体及び障害者当事者団体や専門家等で構成される「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」などと、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう意見交換等を行いながら進めます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
7-(4)-7	本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである障害者等用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。	本市におけるモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである身体障害者用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、福岡県におけるパーキングパーミット制度の市民への着実な普及・浸透を図ります。	
―	×		国立・国定公園等において主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を実施する。1-(4)-4
―	×		バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。1-(4)-5
―	×		障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。1-(4)-6
―	×		高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等により民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。1-(4)-8
―	×		上記のほか、ユニバーサルデザイン2020 行動計画（平成29年2月20 日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）に位置付けられた施策について、具体の取組を実施する。1-(4)-9

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野8. 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）		2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
分野目標	障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。 また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。 （※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。）		障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。 あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。
	（1） 障害に配慮した情報提供の充実等		（1）情報通信における情報アクセシビリティの向上
8-(1)-1	市における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。		研究開発やニーズ、情報通信技術の発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化（日本工業規格等）を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。特に、WTO政府調達協定の適用を受ける調達等を行うに当たっては、WTO政府調達協定等に定めるところにより、適当な場合には、アクセシビリティに関する国際規格が存在するときは当該国際規格に基づいて技術使用を定める。2-(1)-2
8-(1)-2	障害のある人が障害特性に応じたパソコン操作を習得できるよう、パソコンサポーターを活用した支援を行います。 また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンサポーターの養成と資質の向上に努めます。		障害者に対するIT相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置や障害者がパソコン機器等を使用できるよう支援するパソコンボランティアの育成・派遣の促進等により、障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。2-(1)-4

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
―	×		障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。2-(1)-1
―	×		国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。2-(1)-3
―	×		聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。2-(1)-5
	なし		（2）障害に配慮した情報提供の充実等
8-(1)-3	障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図ります。	障害の状態などによっては、情報収集が困難な場合があり、このような状況を改善するためには、ITの活用が有効であるため、障害のある人が必要な情報を容易に入手できるよう、障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図るなど、ITの活用に努めます。	
8-(1)-4	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、聴覚障害者情報センター）の充実を図ります。	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供などのため、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、ビデオライブラリー）の充実を図るとともに、~~要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの派遣・養成事業を引き続き実施し~~ます。	聴覚障害者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。2-(2)-2
8-(1)-5	市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくするヒアリングループ（磁気誘導ループ）の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。	講演会や講座において、補聴器の聴こえをよくする磁器ループの使用を推進することにより、聴覚に障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の行事への参加を促進し、聴こえづらさによる社会参加への不安・抑制の軽減を図ります。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
8-(1)-6	「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、音声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。		
8-(1)-7	聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。		
―	×		身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5 年法律第54号）に基づく放送事業者への制作費助成、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送（CM番組を含む。）、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。2-(2)-1
―	×		身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。2-(2)-3
―	×		心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する。2-(2)-5

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 意思疎通支援の充実		（3）意思疎通支援の充実
8-(2)-1	障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる意思疎通支援者の養成に努めるとともに、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。	視覚障害等のある人の情報環境を改善するため、居宅における代読・代筆支援の充実を図るとともに、市が視覚障害のある人に対して発行する特に重要な公文書等について、音声情報などを入手しやすくする取り組みを進めます。 手話奉仕員や朗読奉仕員などの養成講座を継続して開催するとともに、修了した人に対しては、ボランティア活動につながるきっかけづくりを行います。 要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの派遣・養成事業を引き続き実施します。	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。2-(3)-1
8-(2)-2	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。		情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、障害者等と連携してニーズを踏まえた支援機器の開発の促進を図る。2-(3)-2
8-(2)-3	意思疎通が困難な重度の障害がある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談支援等を行います。 また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進等や支援技術向上を図るため、医療・障害福祉関係者に対する研修会等を実施します。		
8-(2)-4	意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。	意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する支援員を派遣する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の一層の利用促進に努めます。	
—	×		意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図る。2-(3)-3

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 行政情報のアクセシビリティの向上		（4）行政情報のアクセシビリティの向上
8-(3)-1	障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりに取り組みます。		各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で動画を掲載するに当たっては、字幕や音声解説の付与、キーボードのみで操作可能な仕様の採用など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。2-(4)-1,7-(3)-4
8-(3)-2	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心・まもるくん）、ウェブサイト、ツイッター等を活用し積極的に提供します。 また、携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心・まもるくん）、ホームページ、ツイッター等を活用し積極的に提供します。	
		聴覚障害のある人への災害情報伝達を図るため聴覚障害者用受信装置の普及に努めます。	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。2-(4)-2
8-(3)-3	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。		政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。2-(4)-3
8-(3)-4	障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害や精神障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。		各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。2-(4)-4,7-(3)-3

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野9. 安全・安心の実現（防災、防犯、消費者保護）		3．防災、防犯等の推進
分野目標	障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取り組みを推進します。 また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。		障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。
	（1） 防災対策の推進		（1）防災対策の推進
9-(1)-1	地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要である。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みます。 また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布等により市民の防災意識の向上に取り組みます。	地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難などの防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要であるため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組んでいきます。	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。3-(1)-1
		避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布などにより防災意識の向上に取り組みます。	
9-(1)-2	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。		災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。3-(1)-3［再掲］

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
9-(1)-3	災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりを促進します。 また、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。	本市では、障害のある人や高齢者等のうち、身体的要件と風水害の災害発生危険のある地理的要件の双方に該当する人を対象として、自力で避難することが困難な人の緊急時の連絡先や避難場所等を事前に決めた避難支援プランを個別に作成しており、引き続きこの取り組みを推進します。 これに加え、支援の必要な障害のある人については、基幹相談支援センターが中心となり、災害時の緊急対応について個別の支援プログラムの作成を検討します。	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。3-(1)-4
		今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けて、避難行動要支援者等への情報提供や福祉避難所の活用、地域住民による避難支援等についての助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。	
9-(1)-4	障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所、等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。 また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所などの支援を行います。	障害のある人や高齢者などの要援護者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所などの支援を行います。	
			避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村に周知を行っていく。3-(1)-5
9-(1)-5	一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。	一般の避難所での生活が困難な方のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。	
9-(1)-6	災害発生後にも継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。		災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。3-(1)-6
9-(1)-7	水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。		水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。3-(1)-8

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
9-(1)-8	火災や救急事案が発生した時にの、障害のある人からの緊急通報体制を推進します。 また、聴覚-や言語機能等に障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファックス119番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール119番」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。		火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。3-(1)-7
—	×		自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。3-(1)-2
—	×		各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮説住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の情報提供を行う。3-(1)-10
	なし		（2）復興の推進
—	×		それぞれの地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障害者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進するため、事例集の作成・公表などの情報提供を行う。3-(2)-1
—	×		障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。3-(2)-2
—	×		住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図る。3-(2)-3
—	×		被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障害者の就職支援を推進する。3-(2)-4

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 防犯対策の推進		（3）防犯対策の推進
9-(2)-1	障害のある人が警察へ緊急通報する手段である「ファックス110番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール110番」について、防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。		ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・的確な対応を行う。3-(3)-1
9-(2)-2	地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。		警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努める。3-(3)-3
―	×		警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図る。3-(3)-2
―	×		平成28 年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図る。3-(3)-4

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 消費者トラブルの防止及び被害からの保護		（4）消費者トラブルの防止及び被害からの救済
9-(3)-1	障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。 消費者トラブルに関する出前講座などでは、障害特性に応じて選択できる教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。		消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。3-(4)-1
9-(3)-2	障害者団体、消費者団体、障害福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の消費者被害の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。		障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携により、障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置を促進する。3-(4)-2
9-(3)-3	市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。 また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害者理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。		地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。3-(4)-3
—	×		被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実に努める。3-(4)-4
—	×		常勤弁護士を始めとする法テラスの契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、配慮を要する障害者などの振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。3-(4)-5

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野10. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止		4．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
分野目標	社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取り組みとの連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障害者差別解消法や「（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」（以下「市条例」という。）に基づき、障害者差別の解消に向けた取り組みを推進します。 また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。		社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図る。 また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進する。
			9．行政等における配慮の充実
			障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努める。さらに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。
	（1）障害を理由とする差別の解消の推進		4．（2）障害を理由とする差別の解消の推進
10-(1)-1	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針並びに市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた着実に取り組みを着実に進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行います。	障害者差別禁止法（仮称）の動向を見ながら、「何が差別にあたるのか」「何が権利侵害にあたるのか」等について、障害者自立支援協議会の権利擁護部会において当事者や関係団体等との意見交換を行います。	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行う。4-(2)-1

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
10-(1)-2	障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や「（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境整備の施策を着実に進めます。		障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進める。 その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方等を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配意する。また、法令上、自署によることを求められている手続を除き、本人の意思確認を適切に実施できる場合に記名捺印や代筆による対応を認めることを促すなど、アクセシビリティの確保に向けた対応を検討する。4-(2)-2
10-(1)-3	障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。	市民一人ひとりが、何が権利の侵害に当たるのかを十分理解し、日常生活の中で、人権を尊重した態度や行動を実践する姿勢を育むことができるよう、各種の施策を推進します。	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。4-(1)-4
10-(1)-4	人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とする北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。	障害のある人の人権尊重について、より多くの市民や企業等が正しく理解し、実践を促すきっかけとなるよう、障害関係団体と連携して、障害のある人の人権啓発冊子を活用した効果的な啓発活動に取り組みます。	障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、合理的配慮の事例等を収集し、整理して公表するなどの取組を行う。4-(2)-4
		人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とした北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。	
―	×		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律代110号）の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。4-(2)-7

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
―	×		都道府県労働局及びハローワークにおいて、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第三者による調停等の紛争解決援助を行う。4-(2)-5
―	×	平成28年4月の法律の施行に向けて、法律に定められた各措置等の検討のため、障害者本人や関係団体等との意見交換を行うとともに、障害者本人、障害者団体、民間事業者、学識経験者、弁護士等を構成メンバーとする検討会議を設置し、国の「基本方針」に基づき、差別解消に向けた体制の整備を図ります。	
―	×	平成28年4月の法律の施行に向けて、市役所内の全庁横断的な会議を設置し、「合理的な配慮の提供」等の観点から事務・事業を点検し、必要な対応を検討します。	地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、都道府県とも連携しつつ、地方公共団体における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進に向けた取組を行う。4-(2)-3
―	×	平成28年4月の法律の施行に向けて、障害者団体や市役所内部の関係各課と連携を図りながら、それぞれの役割分担のもと、市民や民間事業者に向けて広く普及啓発に努めます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 権利擁護の推進、虐待の防止		4．（1）権利擁護の推進、虐待の防止
10-(2)-1	障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。	障害者虐待の予防及び早期発見等を行うため、障害者虐待防止法の概要（趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等）について、市民、障害者団体、関係施設、企業等への啓発活動に積極的に取り組むとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員などによる未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。 4-(1)-1
10-(2)-2	児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、保護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。 また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。		
10-(2)-3	障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。 また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。	日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助など、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を通じ、利用者の判断能力が衰えた場合に、成年後見制度への橋渡しが円滑に行われるように努めます。	障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。4-(1)-2

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
10-(2)-4	成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みると」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。 また、成年後見制度の利用が困難な障害のある人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。	北九州成年後見センターと連携・協働し、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。	知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。4-(1)-5
		成年後見制度の利用が困難な障害のある人などについては、市長が代わって審判の申し立てを行います。また、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。	
10-(2)-5	身近な相談先である身体・知的障害者相談員と区役所窓口との連携を強めます。また、研修等を通じて障害のある方の権利擁護に関する相談にも適切に応じることができる様に相談員の資質向上を図ります。		当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援する。4-(1)-3
10-(2)-6	障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。	障害のある人が、安心して福祉サービスを利用できるよう、関係者への人権に関する研修を充実させるとともに、監査体制の充実など、関係機関と連携しながら適切な対応を行います。	
10-(2)-7	障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。	障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。	
―	×		成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）を踏まえて、今後、検討を加え、必要な見直しを行う。4-(1)-6

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） 行政等における配慮の充実		7．（3）行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
10-(3)-1	市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」により、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。		各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を着実に進める。7-(3)-1
10-(3)-2	市職員等に対して、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。		行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、複合的に困難な状況に置かれた障害者に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。7-(3)-2
10-(3)-3	市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。		各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。7-(3)-5
		視覚障害等のある人の情報環境を改善するため、居宅における代読・代筆支援の充実を図るとともに、市が視覚障害のある人に対して発行する特に重要な公文書等について、音声情報などを入手しやすくする取り組みを進めます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（つづき）		7．（2）選挙等における配慮等
10-(3)-4	選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。		政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。7-(2)-1
10-(3)-5	移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。		移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。7-(2)-2
			指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。7-(2)-3

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（つづき）		7．（1）司法手続等における配慮等
―	×		被疑者・被告人あるいは被害者・参考人となった障害者が、意思疎通等を円滑に行うことができるよう、刑事事件における手続の運用において適切な配慮を行う。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施する。7-(1)-1
―	×		知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や心理・福祉関係者の助言等の取組を継続するとともに、更なる検討を行う。7-(1)-2
―	×		矯正施設に入所する障害者に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。7-(1)-3
―	×		弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、法テラス等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。7-(1)-5
	（つづき）		9．（4）国家資格に関する配慮等
10-(3)-6	市が認定する資格の取得等において障害のある人に不利が生じないよう、検定試験や講習の実施等における必要な配慮の提供を推進します。		各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供するとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。7-(4)-1

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
			10. 国際協力
―	市なし		条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に誠実に対応するとともに、障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組に積極的に参加する。また、開発協力の実施に当たっては、SDGsの達成に向けて、条約が規定するように、障害を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保するとともに、能力の開発（情報、経験、研修計画及び裁量の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援することなどに取り組む。さらに、文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の国際交流等を推進する。
			（1）国際社会に向けた情報発信の推進等
			（2）国際的枠組みとの連携の推進
			（3）政府開発援助を通じた国際協力の推進等
			（4）障害者の国際交流等の推進

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	分野11. 広報・啓発の推進（障害のある人に対する理解の促進）		施策の円滑な推進 （2）理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
分野目標	障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。	市政だよりやホームページ、新聞やラジオなどの効果的な活用を図り、市民の障害者福祉への関心や理解を深める取り組みを推進します。 （新717、750）	「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支えあいながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、国民の理解促進に努める。本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や、障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方について、必要な広報啓発を推進する。
	（1） 広報・啓発活動の推進		
11-(1)-1	障害施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障害福祉施策の意義について更なる理解の促進を図ります。 その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意します。		障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。その際、効果的な情報提供や、国民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意する。
11-(1)-2	障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演などの取り組みを推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。	障害者週間を中心に障害者の日記念行事などの開催や障害当事者の講師による研修会、出前講演などの取り組みを推進します。	障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12 月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する
		市政だよりやホームページ、新聞やラジオなどの効果的な活用を図り、市民の障害者福祉への関心や理解を深める取り組みを推進します。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
11-(1)-3	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする、「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。 また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取り組みを進めます。		障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する国民の理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進める。
			また、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、国民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図る。
―	×		2020 年東京オリンピック・パラリンピックを通じて実現を目指す共生社会の姿について広く発信を行い、パラリンピック競技大会に向けた国民の機運を醸成するとともに、障害者施策の意義について更なる理解の促進を図る。

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（2） 障害及び障害のある人に対する理解の促進		
11-(2)-1	障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。	障害や障害のある人への正しい理解を推進するには、行政や福祉関係者のみならず地域や学校、企業など、市民全体で取り組むことが必要なため、様々な機会をとらえ、障害に対する人権教育の充実を図るとともに啓発活動を継続的に実施します。	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。
11-(2)-2	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害など、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。	講演会や地域のイベント、リーフレットの配布、市政だよりなどあらゆる機会を通じて、精神疾患や精神障害に関する基本的な情報の提供を行い、市民の理解を促進します。	
		精神疾患や精神障害に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図る	
		市民を対象として、発達障害シンポジウムを開催するほか、保護者等を対象とした研修の充実を図ります。 また、パンフレットを研修会や公共施設等で配付するとともに、発達障害の特性や取り組み等についてホームページで紹介するなど理解の促進に努めます。	
		精神障害についての市民の理解を深めるため、福岡県と合同で講演会などを開催します。	
		難病に対する理解を深めるため、講演会などにより市民啓発を行います。	
		精神疾患や精神障害に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図る	
		難病患者の社会参加を進めるために、難病の特性や多様性など、難病に対する社会全体の理解を進めるよう、市民への正しい理解の普及と啓発を行います。	
		若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供します。また、若年性認知症の理解を促進するため、市民等への啓発を行います。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
11-(2)-3	点字、手話、視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等、障害のある人に配慮した設備・制度等の取り組みに対する市民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。		一般国民における、点字・手話、視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。
11-(2)-4	各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、各種研修会を通して周知を図り、人権教育の充実を図ります。	各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、研修会などを実施し、人権教育の充実を図ります。	障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する
11-(2)-5	地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。		地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。
		障害のある人に対する正しい理解を深めるため、不動産事業者、家主、地域住民等への啓発活動を行います。	
		障害のある人や障害のある人を支援する施設、事業所等に対し、自治会への加入などを促し、地域活動等において、障害のある人と地域の人が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。	

番号	（次期）北九州市障害者支援計画 （平成30年度～34年度）	（現行）北九州市障害者支援計画 （平成24年度～29年度）	内閣府第4次障害者基本計画（案） （平成30年度～34年度）
	（3） ボランティア活動等の推進		
11-(3)-1	特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取り組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。	障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行います。 また、障害のある人が気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させることにより社会参加を促進します。	特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害者も含む多様な主体による障害者のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。
11-(3)-2	障害のある人や子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化活動などの余暇活動等を支援します。 また、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともにボランティアの育成を推進します。	大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、本人に対する生活訓練や家族のレスパイト等を行うため、親の会等が実施するスポーツ、文化教室などの余暇活動等を支援するとともに、ボランティアの育成を推進します。	児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。
		~~障害者団体等が実施しているレクリエーション・余暇活動などを支援するとともに、~~余暇活動を支援するボランティア団体の人材育成やネットワーク構築などを促進します。	
		ボランティア活動をする側とボランティアを依頼する側とをコーディネートする体制の強化を図り、障害のある人たちの障害特性やニーズに応えられるよう努めます。	